

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)
2267
(毎週火、金曜日発行)

目次	ページ
○手数料条例の一部を改正する条例	一
○地域活性化・生活対策臨時基金条例	三
○消費者行政活性化基金条例	四
○妊婦健康診査臨時特例基金条例	四
○子育て支援対策臨時特例基金条例	四
○障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	五
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例	六
○ふるさと雇用再生特別基金条例	六

条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号
手数料条例の一部を改正する条例

第一条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表二百二十の項1口中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(64)までを(7)から(63)までとし、(65)を削り、(66)を(64)とし、(67)から(72)までを(66)から(71)までとし、同項1八(1)中、「(20)」を、「(19)」に改め、同項1八(2)中、「口(12)及び(13)」を、「口(19)及び(20)」に改め、同項1八(3)中、「口(23)から(24)」を、「口(21)から(22)」に改める。

第二条 手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表五十七の項中、「第十六条の第二項」を、「第二項並びに第十六条の第二項及び

び第二項」に改め、同表五十八の項中、「第五条第二項」を、「第五条第三項」に改め、同表五十九の項中、「第五条第五項」を、「第五条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

五十九の二 教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく特別支援学校の教員の普通免許状の新教育領域の追加の定めを申請する者	申請するとき	三千三百円
五十九の三 教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく特別支援学校の教員の臨時免許状の新教育領域の追加の定めを申請する者	申請するとき	千七百円
五十九の四 教育職員免許法第九条の二第一項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を申請する者	申請するとき	三千三百円
五十九の五 教育職員免許法第九条の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を申請する者	申請するとき	二千元

第一条第一項の表六十の項中、「書換え」を「書換」に、「八百七十円」

を「九百円」に改め、同表六十二の項中、「第六条第一項」の下に「及び第四項」を加え、同項の次に次のように加える。

六十二の二 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)以下「教育職員免許法等改正法」という。附則第二条第二項の規定に基づく更新講習修了確認を申請する者	申請するとき	三千三百円
六十二の三 教育職員免許法等改正法附則第二条第三項第三号の規定に基づく確認を申請する者	申請するとき	三千三百円
六十二の四 教育職員免許法等改正法附則第二条第四項の規定に基づく修了確認期限の延期を申請する者	申請するとき	二千元
六十二の五 教育職員免許法等改正法附則第二条第五項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がないことの認定を申請する者	申請するとき	三千三百円

2

(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	その他	その他	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	その他	その他
二万平方メートル以内のも	一万五千平方メートル以内を	超え二千五百平方メートル以	内千五百平方メートル以内を	超え千五百平方メートル以内の	もの千五百平方メートル以内を	超え千五百平方メートル以内の	もの千五百平方メートル以内を	超え千五百平方メートル以内の	もの千五百平方メートル以内を	超え千五百平方メートル以内の	もの千五百平方メートル以内を	超え千五百平方メートル以内の	もの千五百平方メートル以内を	超え千五百平方メートル以内の	もの千五百平方メートル以内を	超え千五百平方メートル以内の	もの千五百平方メートル以内を

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条の規定 公布の日
- 第二条中手数料条例第二条第一項の表二百八十五の項から二百八十八の項までの改正規定 平成二十一年四月十六日
- 第二条中手数料条例第二条第一項の表二百七十四の項及び二百七十五の項並びに第三条第一項の表十の項及び十一の項の改正規定 平成二十一年五月一日
- 第二条中手数料条例第二条第一項の表に次のように加える改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

地域活性化・生活対策臨時基金条例をここに公布する。
平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号
地域活性化・生活対策臨時基金条例
（設置）

第一条 地域活性化等に資するため、地方自治法（昭和二十二法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、地域活性化・生活対策臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

(8)	(7)
の二百九十一万円	の二百七十三万円
の三十三万平方メートル以内を	の三十三万平方メートル以内を
超えるもの	超えるもの

しなければならない。
(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

消費者行政活性化基金条例

(設置)

第一条 消費生活に係る相談の窓口の機能強化等を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

なければならない。
(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

妊婦健康診査臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

妊婦健康診査臨時特例基金条例

(設置)

第一条 妊婦に対する健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十三条に規定する健康診査をいう。)の実施を促進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、妊婦健康診査臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

子育て支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

子育て支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第一条 保育所の整備を促進するためその他子育てを支援するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、子育て支援対策臨時特例基金(以下「基金」といふ。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「運用」の下に、「及び福祉に関する業務に従事する人材の確保」を加える。

第五条中「実施する緊急的な事業」を、「必要な事業の実施」に改める。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を、「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

第一条 現下の厳しい雇用の情勢を踏まえ、一時的な雇用及び就業の機会を創出するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第一条 現下の厳しい雇用の情勢を踏まえ、地域の実情に応じ、雇用の機会の創出を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。